

『新わたしたちのまちづくり』

～No. 1～

横芝町では、平成13年5月11日に、次の4点について都市計画決定が行われました。

- ①横芝町都市計画マスタープラン（町の将来像を考えています。）
- ②都市計画区域＝町全域
- ③用途地域＝横芝駅周辺地区、海浜地区、工業団地地区の合計約409ha
- ④都市計画道路＝国道126号を始めとする6路線、1駅前広場

今回、都市計画法及び建築基準法が改正され、平成16年5月までに次の2点について作成し、決定することとなりましたので、今後お知らせをしていきます。

【都市計画区域マスタープラン】

横芝町だけではなく、その周辺区域全体を一体として整備、開発及び保全し、広域的な区域の将来像を考えるもので、各市町村の意見を基に県が決定します。

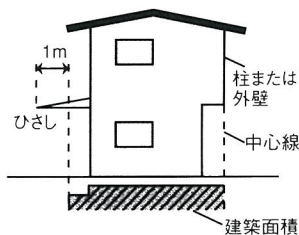
【白地地域の建築形態規制】

横芝町の白地地域（用途地域を定めていない地域）について、現在は建ぺい率70%、容積率400%として決められていますが、法律の改正により、土地利用の状況に応じて、建ぺい率、容積率等の建築形態規制を下記より選択し、改めて定めることとなりました。この作業は、全国で一斉に行われます。

- 建ぺい率………70,60,50,40,30%より選択
- 容積率………400,300,200,100,80,50%より選択

※問い合わせ先 都市整備課 ☎82-8819

建ぺい率・容積率



●建ぺい率

建物の建築面積（概ね1階の面積）の敷地面積に対する割合（普通“%”で表す）のことをいいます。

$$\text{建ぺい率 (\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

●容積率

建築物の各階の床面積の合計（延べ面積）の敷地面積に対する割合（普通“%”で表す）のことをいいます。

$$\text{容積率 (\%)} = \frac{\text{各階の床面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

